

#### 議事要旨(4) 後発事象に関する会計基準の検討について

冒頭、都常勤委員より、後発事象に関する会計基準の設定に関する対応方針の説明がなされた。引き続き、神谷専門研究員より、説明資料〔審議事項(4)-1〕に基づき、後発事象に関する我が国における現行の取扱いとIFRSとの比較、及び今後検討が必要と考えられる論点について説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの説明は次のとおりである。

- ある委員より、我が国における現行の実務では、監査上の取扱いにしたがって監査報告書日を基準日としていることから、今後会計基準として設定する場合には、後発事象の定義を見直す必要があるのではないか、との質問がなされた。これに対し事務局からは、我が国の各法制度及び監査への影響等も考慮して、後発事象をどのように定義し、どのように財務諸表に反映すべきかといった事項について、今後詳細な検討を行っていく旨の説明がなされた。
- また、ある委員より、財務諸表の公表に関する承認方法等に関して、各法制度との整合性を検討していく必要があること、また、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」との関連性についても検討が必要である旨のコメントがなされた。

以 上